

グリーン調達基準書

—別冊—

第9版

発行 2017年 4月 1日

シチズンマシナリー株式会社

目次	— — —	1
1. グリーン部品に関する提出書類及び回答方法	— —	2
1-1 書式1 含有禁止物質不使用保証書の記入	— — —	3
1-1-1 書式1用のグリーン部品に関する資料 ランク1：含有禁止物質		
1-2 書式2 条件付含有物質(RoHS 指令物質)に関する 非含有保証書の記入例	— — —	6
1-2-1 書式2用のグリーン部品に関する資料 ランク2：条件付含有禁止物質		
1-2-2 適用除外について		
1-3 含有物質に関する調査	— — —	8
1-3-1 調査の流れ		
1-3-2 調査回答に関する注意事項		
2. グリーンお取引先に関する提出書類及び回答方法	—	9
2-1 書式5 グリーン調達環境活動調査書の記入例	— —	10
2-1-1 書式5用グリーンお取引先に関する資料 ランク4：生産工程での使用を禁止する物質		

1. グリーン部品に関する提出書類及び回答方法

下記の表に従って提出及び回答を行ってください。

1. 書類による提出

提出書類に記載されている内容を確認していただいたのち、必要事項を記入の上、書類を弊社グリーン調達窓口までご提出ください。

提出書類	お取引先様の回答及び、書類の記載方法
化学物質管理基準 ランク	
含有禁止物質不使用保証書 書式 1 ランク 1	<ul style="list-style-type: none"> ・書式 1 の内容を確認の上、必ず提出お願いします ■会社名・取引先コード・住所・代表者名を記入の上で社印を捺印してください。
条件付含有物質 (RoHS 指令物質) に関する非含有保証書 書式 2 ランク 2	<ul style="list-style-type: none"> ・書式 2 の内容を確認の上、必ず提出お願いします ■会社名・取引先コード・住所・代表者名を記入の上で社印を捺印してください。

書式 1、2 用紙は弊社 HP よりダウンロードしてください。

2. 電子データによる回答

弊社が準備している環境管理システムにアクセスし、必要情報を入力してください。

(環境管理システムに必要な情報を入力していただくため、弊社へ電子データを送付する必要はありません)

回答	お取引先様の回答方法
化学物質管理基準 ランク	
含有量調査物質に関する調査結果 ランク 3	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社より調査依頼が届きます。調査結果を A I S フォーマットにまとめていただき、回答してください。 ■ A I S フォーマットは J A M P ホームページからダウンロードしてください。 J A M P HP : http://www.jamp-info.com/ais ■ chemSHERPA-AI の調査依頼においては chemSHERPA ホームページからダウンロードして回答してください。 chemSHERPA HP : https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/ ■ ご回答の際、特定の部品につきまして分析データ、MSDS (製品安全データシート)、ミルシート (鋼材の材質を証明する添付書類) のご提出をお願いする場合がございます。

2016年 4月 1日

シチズンマシナリー株式会社 宛

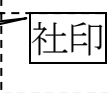
提出年月日の記入をお願い致します。

含有禁止物質不使用保証書

会社名 ○○製作所 株式会社
 取引先コード 0000A
 住所 長野県北佐久郡御代田町御代田 00-0
 代表者名 ○○ 太郎

会社名、取引先コード、住所、代表者名を記入してください。
 取引先コードは弊社 4or5桁番号になります

社印を必ず捺印してください。



当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が、シチズンマシナリー株式会社に直接または第三者を通して納入する全ての製品または部品、原材料、梱包材（運搬時の保護を目的としたものは除く）、付属品等に下記に記載する化学物質が含まれていないこと（法規制値未満であれば含有していないとみなす）を保証致します。

記

化学物質管理基準：ランク 1	含有禁止物質 42 物質群
1) アルドリシ	22) β-ヘキサクロロシクロヘキサシ
2) エンドリシ	23) γ-ヘキサクロロシクロヘキサシ (リシデン)
3) クロルデン類	24) クロルデコシ
4) ディルドリシ	25) ヘキサブロモビフェニル
5) ヘキサクロロベンゼシ	26) テトラブロモジフェニルエーテル
6) DDT	27) ペンタブロモジフェニルエーテル
7) NN'-ジトリルパラフェニレンジアシ	28) ヘキサブロモジフェニルエーテル
8) 2,4,6-トリタリシリブチルフェノール	29) ヘプタブロモジフェニルエーテル
9) トキサフェシ	30) エンドスルファン
10) マイレックス	31) ヘキサブロモシクロドデカシ
11) ビス(トリブチルスズ)オキシド	32) ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 2)
12) トリブチルスズ類、トリフェニルスズ類	33) ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類
13) ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	34) 石綿(アスベスト類)
14) ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 3 以上のもの)	35) ビス(クロロメチル)エーテル
15) ジコホル	36) 4-アミノジフェニル
16) ヘキサクロロブタ-1・3-ジエン	37) 4-ニトロジフェニル及びその塩
17) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6,ジ-tert-ブチルフェノール	38) ベンジジシ
18) ペルフルオロ(オクタシ-1-スルホン酸)又はその塩	39) β-ナフチルアミン
19) ペルフルオロ(オクタシ-1-スルホニル)=フルオリド	40) 黄燐マツチ
20) ペンタクロロベンゼシ	41) ベンゼシのり
21) α-ヘキサクロロシクロヘキサシ	42) オゾン層破壊物質

以上

1-1-1 書式1用のグリーン部品に関する資料

ランク1：含有禁止物質(日本の法律：化審法第1種特定化学物質、労安法製造禁止物質、オゾン層保護法の特定物質但しモントリオール議定書の付属書C-Iを除く)

以下の物質群を含有しているものは購入できません。

	JIG (*1)	化学物質	CAS No. (*6)	主な法 規制等	主な環境影響	主な用途
1	/	アルドリン	309-00-2	化審法 (*2)	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
2	/	エンドリン	72-20-8	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
3	/	クロルデン類		化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
4	/	ディルドリン	60-57-1	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
5	/	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
6	/	DDT	50-29-3	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
7	/	N,N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン		化審法	難分解性、高蓄積性	酸化防止剤
8	/	2,4,6-トリタリキリ-フェノール	732-26-3	化審法	難分解性、高蓄積性	酸化防止剤
9	/	トキサフェン	8001-35-2	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
10	/	マイレックス	2385-85-5	化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
11	A17	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	56-35-9	化審法	難分解性、高蓄積性	防腐剤、カビ防止剤、塗料
12	A18	トリブチルスズ類、トリフェニルスズ類		化審法	難分解性	安定剤、酸化・老化防止剤
13	B05	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類		化審法	難分解性、高蓄積性	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体
14	B06	ポリ塩化ナフタレン類(CI ≥ 3)		化審法	難分解性、高蓄積性	絶縁油、塗料、安定剤
15	/	ジコホル	115-32-2	化審法	難分解性、高蓄積性	防ダニ剤
16	/	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法	難分解性、高蓄積性	溶媒
17	C08	2-(2H-1,2,3-ヘキサトリアゾール-2-イル)-4,6,ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法	難分解性、高蓄積性	紫外線吸収剤
18	B13	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩 (*3)		化審法	難分解性、高蓄積性	撥水撥油剤、界面活性剤
19	/	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン)=フルオロト	307-35-7	化審法	難分解性、高蓄積性	PFOS、その塩、又はPFOS類 縁物質の原料
20	/	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬
21	/	α-ヘキサクロシクロヘキサン	319-84-6	化審法	難分解性、高蓄積性	リンデンの副生成物
22	/	β-ヘキサクロシクロヘキサン	319-85-7	化審法	難分解性、高蓄積性	リンデンの副生成物
23	/	γ-ヘキサクロシクロヘキサン(リンデン)	58-89-9	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬
24	/	クロルデコン	143-50-0	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬
25	B02	ヘキサブプロモビフェニル	36355-01-8	化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
26	B03	テトラブプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
27	B03	ペンタブプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
28	B03	ヘキサブプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
29	B03	ヘプタブプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
30	/	エンドスルファン	115-29-7	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬

次ページへ続く

	JIG (*1)	化学物質	CAS No.	主な法 規制等	主な環境影響	主な用途
31	/	ヘキサブロモシクロトデカン (HBCD)	3194-56-6	化審法	難分解性、高蓄積性	繊維用難燃処理薬剤 難燃性 EPS 用ビーズ 防災生地・防災カーテン
32	/	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が 2)		化審法	難分解性、高蓄積性	潤滑油、防腐剤、防腐用塗料
33	/	ペンタクロロフェノールとその塩 及びエステル類		化審法	難分解性、高蓄積性	木材用の防腐剤、防虫剤及び かび防止剤
34	C01	石綿 (アスベスト類)		労安法 (*4)	発ガン性	絶縁体、充填剤、断熱材
35	/	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	労安法	発ガン性	染料、顔料
36	/	4-アミノジフェニル	92-67-1	労安法	発ガン性	顔料
37	/	4-ニトロジフェニル及びその塩		労安法	発ガン性	染料中間体
38	/	ベンジジン	92-87-5	労安法	発ガン性	染料、硬化剤
39	/	β -ナフチルアミン	91-59-8	労安法	発ガン性	染料、酸化防止剤中間体
40	/	黄燐マツチ		労安法	発火性、急性毒性	マツチ
41	/	ベンゼンのり (ベンゼン 5%以上)		労安法	発ガン性	ゴムのり
42	C04	オゾン層破壊物質 (*5)		オゾン層 保護法	オゾン層破壊	冷媒、発泡剤、消火剤

(*1) ジョイントインダストリーガイドライン

(Joint Industry Guide for Material Composition Declaration for Electronic products)

(*2) 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

(*3) ペルフルオ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩は、例外的に以下の用途での使用は可とする。

- ・エッチング剤
- ・半導体用のレジストの製造
- ・業務用写真フィルムの製造(詳細は化審法の規定に従う)

(*4) 労働安全衛生法

(*5) 含有を禁止するオゾン層破壊物質は、CFC、ハロン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタン、HBFC、ブロモクロロメタン、臭化メチルで、モントリオール議定書の付属書 A, B, E および C-II と III です。

(*6) アメリカ化学会が発行している Chemical Abstracts 誌で使用される化合物番号で、化学物質を特定するための最大 10 桁の番号。(Chemical Abstracts Service registry number)

書式2

Ver. 11 16/12/01

2016年12月 1日

シチズンマシナリー株式会社 宛

提出年月日の記入をお願い致します。

条件付含有物質(R o HS 指令物質)に関する

非含有保証書

会社名、取引先コード、住所、代表者名を記入してください。
取引先コードは弊社 4or5 桁番号になります

会社名 ○○製作所 株式会社
取引先コード 0000A
住所 長野県北佐久郡御代田町御代田 00-0
代表者名 ○○ 太郎

社印を必ず捺印してください。

社印

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が、シチズンマシナリー株式会社に直接または第三者を通して納入する全ての製品・部品・原材料・梱包材（運搬時の保護を目的としたものは除く）・付属品等について、「シチズンマシナリー グリーン調達基準書」に定める下記物質が意図的の有るか否かにかかわらず含有しないことを保証します。（適用除外を除く、又は、閾値未満であれば不使用とみなす。詳細はグリーン調達基準書・別冊の2）を参照のこと）

記

化学物質管理基準：ランク2 条件付含有物質(R o HS 指令物質) 6物質

- | | |
|----------|----------|
| 1) 鉛 | 4) 六価クロム |
| 2) 水銀 | 5) PBB |
| 3) カドミウム | 6) PBDE |

以上

※1. 2019年7月22日以降、以下の物質は含有禁止となります。

- 7) フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) DEHP
- 8) フタル酸ブチルベンジル BBP
- 9) フタル酸ジブチル DBP
- 10) フタル酸ジイソブチル DIBP

1-2-1 書式2用のグリーン部品に関する資料

ランク2：条件付含有禁止物質

適用除外あるいは閾値が設定される物質です。

(RoHS指令(*1)：2011/65/EU 対象物質)

	JIG	化学物質	閾値	主な環境影響	主な用途
1	A09	鉛/その化合物	1000ppm (0.1 重量%)	中枢神経系機能障害 発ガン性	ゴム硬化剤、顔料、はんだ、メッキ
2	A10	水銀/その化合物	1000ppm (0.1 重量%)	脳障害、精神障害	蛍光材料、電気接点材料、
3	A05	カドミウム及びその化合物	100ppm (0.01 重量%)	腎機能障害、生殖欠陥 発ガン性	顔料、耐食性表面処理、電池
4	A07	六価クロム化合物	1000ppm (0.1 重量%)	発ガン性	顔料、塗料、インキ、触媒
5	B02	PBB 類	1000ppm (0.1 重量%)	生物体内蓄積性 燃焼時 ^が イキソ発生	難燃剤
6	B03	PBDE 類	1000ppm (0.1 重量%)	生物体内蓄積性 燃焼時 ^が イキソ発生	難燃剤
7(*2)		フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) DEHP	1000ppm (0.1 重量%)	環境への深刻な影響 の懸念生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤
8(*2)		フタル酸ブチルベンジル BBP	1000ppm (0.1 重量%)	生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤
9(*2)		フタル酸ジブチル DBP	1000ppm (0.1 重量%)	生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤
10(*2)		フタル酸ジイソブチル DIBP	1000ppm (0.1 重量%)	生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤

(*1) RoHS 指令：EUの有害物質の使用禁止指令、Restriction of Hazardous Substances の略

- ・含有率をRoHS指令の閾値以下に抑えることも可とします。(意図的であるか否かに関わらない)
- ・適用除外などの扱いについても同指令に従うものとします。閾値や適用除外についての参考文献(和文)を次の項に掲載します。但し、日本語訳の相違、法令の変更や適用期限など、参考文献(和文)に反映されていない場合がありますので、RoHS指令の解釈はすべて原文(英文)に従って対応をお願いします。
- ・RoHS指令は、下記URL(英文)を参照ください。

RoHS指令URL(英文)：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:en:PDF>

(*2) すでに REACH SVHC であるので非含有が望ましいが、2019年7月22日以降は閾値を超える含有を禁止します。

1-2-2 適用除外について

RoHS指令では使用用途ごとにより適用除外や期間が設定されています。

最新のRoHS指令：ANNE X IIIの適用除外項目を参照願います。

1-3 含有物質に関する調査

1-3-1 調査の流れ

- 1) 弊社の環境管理システムからお取引先様毎に登録されているメールアドレスへ調査依頼が届きます。
- 2) システムにアクセスしていただき、お取引先様で調査内容（調査部品）を確認していただきます。
- 3) A I S（アーティクルインフォメーションシート）を J A M P ホームページからダウンロード、又は chemSHERPA-AI（成形品データ作成支援ツール）は chemSHERPA ホームページからダウンロードしてください。※1
- 4) 調査依頼しました部品について調査をしていただきます。その結果を A I S フォーマットに記入してください。
- 5) 調査結果を環境管理システムに入力（A I S フォーマットをアップロード）し、回答を行っていただきます。

環境管理システム <https://portal.twx-21.hitachi.ne.jp/>

お取引先様に連絡させていただいたユーザ ID にてログインください。

2017年6月31日までの運用となります。

chemSHERPA-AIでの調査依頼は、別途弊社指示により調査回答をしていただきます。
インターネットやメールの環境がない場合は、別途弊社グリーン調達窓口に相談ください。

1-3-2 調査回答に関する注意事項

- ・回答方法としては、部品毎に全ての材質（素材）、含有されている材質、すべての含有物質の種類や重量を記入して下さい。
- ・複合部品（例えば、鋼材、非鉄材、プラスチック、ゴム、接着剤などを組合わせて製作した製品）の調査は、構成部品毎に項目を分けて、全ての材質（素材）、含有されている全ての含有物質の種類や重量を記入して下さい。

※1

- 1). J A M P ホームページからダウンロードされたデータは1つに圧縮されていますので、解凍してから必要なデータを取出して使用して下さい。
 - ・「A I S 作成手順書」
 - ・「A I S 入力支援ツール Ver. 4.0* 操作説明書」
 - ・「A I S 入力支援ツール(4.0版)」 （フォーマット）

J A M P HP : <http://www.jamp-info.com/ais>

- 2). chemSHERPA ホームページ chemSHERPA 成形品データ作成支援ツールからダウンロードされたデータは 1 つに圧縮されていますので、解凍しますと以下ファイルが入っています。
 - ・「成形品ツール_操作マニュアル pdf」
 - ・「成形品ツール_入力マニュアル pdf」
 - ・「IAA.ZIP」は更に解凍して使用してください。

chemSHERPA HP : <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

1-3-3 作業に必要なデータ

上記 1-3-2 の※1 を参照してください。

2. グリーンお取引先に関する提出書類及び回答方法

提出書類に記載されている内容を確認していただいたのち、必要事項を記入の上、書類を弊社グリーン調達窓口までご提出ください。

提出書類	お取引先様の回答及び、書類の記載方法
化学物質管理基準 ランク	
グリーン調達環境活動調査書 書式 5	・書式 5 の内容を確認の上、必ず提出お願いします ■書式 5 「グリーン調達環境活動調査書」 1～3 の項目について該当する項目の□に☑を付けていただいた上で、会社名・取引先コード・住所・代表者名を記入し、社印を捺印してください。
ランク 4	

2015年 4月 1日

シチズンマシナリー株式会社 宛

提出年月日の記入をお願い致します。

グリーン調達環境活動調査書

当社の環境管理活動について以下のように報告します。

会社名、取引先コード、住所、代表者名
を記入してください。
取引先コードは弊社4桁番号になります

会社名
取引先コード
住所

代表者名

社印を必ず捺印してください。

社印

1. 環境管理体制について

該当している項
に☑をお願い
いたします。

- ISO14001を取得済である。
認証日 _____ 審査機関 _____ 認証番号 _____
- ISO14001を取得予定である。 審査予定日 _____
- 他の環境システムを構築済である。
認証日 _____ 審査機関 _____ 認証番号 _____
- 他の環境システムを構築予定である。
構築システム名 _____ 構築予定日 _____
- 独自のシステムを構築済である。

-
-
-
-

環境方針及び行動計画がある。
推進体制がある。
トップコミットメントがある。
環境に関する法令を遵守している。

2. 生産工程有害物質不使用

該当している項
に☑をお願い
いたします。

- 別紙[5.書式5用グリーンお取引先に関する資料]を参照しながら下記に回答してください。
- 生産工程でオゾン層破壊物質および有機塩素系洗浄剤を使用していない。
 - 生産工程でオゾン層破壊物質又は有機塩素系洗浄剤を使用しているが全廃計画がある。
使用物質名 _____ 全廃時期 _____
 - 当社は、代理店/商社で生産工程はありません。

3. 情報開示

情報開示できる
場合は☑を願
いいたします。

- 製品に含まれる化学物質の含有情報の開示ができる。

以上

2-1-1 書式5用グリーンお取引先に関する資料

書式5「グリーン調達環境活動調査書」の2項にて生産工程で使用禁止している物質
ランク4：生産工程での使用を禁止する物質(*1)

	化学物質	主な法規制等	主な環境影響	主な用途
1	オゾン層破壊物質(*2)	オゾン層保護法	オゾン層破壊	洗浄剤、冷媒
2	有機塩素系洗浄剤(*3)	土壌汚染対策法	土壌汚染	洗浄剤

(*1) 密封された状態でのみ使用されている場合は除きます。(例:冷却装置の冷媒)

(*2) 工程での使用を全廃するオゾン層破壊物質は、HCFCでモントリオール議定書の付属書C-Iです。

(*3) 工程での使用を全廃する有機塩素系洗浄剤は、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンです。

グリーン調達基準書・別冊

初版発行	2010年3月19日
2版発行	2011年4月1日
3版発行	2011年7月1日
4版発行	2012年9月1日
5版発行	2014年4月1日
6版発行	2015年4月1日
7版発行	2016年4月1日
8版発行	2016年12月1日
9版発行	2017年4月1日

シチズンマシナリー株式会社

〒389-0206

長野県北佐久郡御代田町御代田 4107-6

TEL 0267-32-5900

FAX 0267-32-5903